

お部屋の保険「ワイドⅡ」

賃貸住宅での暮らしをサポートします。「お部屋の保険 ワイドⅡ」は、居住用の賃貸住宅等にお住まいの方を対象とし、入居者の方の家財保障、家主さんへの賠償責任保障や修理費用保障をはじめ各種保障を組み合わせた商品です。

このリーフレットは、各保障内容をわかりやすく紹介したものです。詳細は「ご契約のしおり（約款）」を参照ください。

家財保障 借戸室内に収容される被保険者所有の家財に次の①から⑩までの事故によって損害が生じた場合に、家財保険金をお支払いします。



① 火災

失火やもらい火など



② 落雷



③ 破裂・爆発

ガス爆発など



④ 落下・飛来・衝突・倒壊

建物外部からの物体による



⑤ 水濡れ

給排水設備の事故・他人の戸室で生じた事故による水濡れ



⑥ 騒乱・労働争議

暴力行為・破壊行為



⑦ 盗難※1

窃盗・強盗など



⑧ 風災・雪災・雪災※2

台風・豪雪など



⑨ 水災※3

床上浸水など



⑩ 破損・汚損※4

①～⑨以外の不測かつ突発的な事故

※1: 盗難の盗難は20万円限度。預貯金証書・有価証券の盗難は200万円限度。貴金属・宝石・美術品等の盗難は、1個または1組につき30万円限度かつ1回の事故につき100万円限度

※2: 自己負担額5千円（被害の額が20万円以上になった場合には、自己負担額を適用しません）

※3: 家財保険金額の10%が限度

※4: 1回の事故につき50万円限度（自己負担額3万円）

*借戸室がサービス付き高齢者住宅または専用使用権のある有料老人ホームに該当する場合には、借戸室内においてレンタルしている福祉用具（介護ベッド、歩行器など）も家財として保障します。また、借戸室に属する建物がある敷地内の建物内に持ち出している家財も保障します。

お支払いします

- タバコの火の消し忘れで火災を起こし、家具や洋服を焼失してしまった。
- 隣家の火災が延焼し、家具や洋服が焼失してしまった。
- 上の階からの漏水によってパソコンが故障してしまった。
- 借戸室のあるアパートの駐輪場に停めてあった自転車が盗まれてしまった。
- ガス漏れによるガス爆発で家具や食器が壊れてしまった。

お支払いできません

- 地震に伴う火災で家財が焼失してしまった。
- 落雷でパソコンが故障し、パソコン内のデータが消失した場合のデータの復旧
- 外出先で停めていた自転車を盗まれてしまった。
- 外出中、車上荒らしに遭い、車の中にあつたカメラを盗まれてしまった。

借家人賠償責任保障



次の①～③に該当する事故により、借戸室を損壊させたり、大家さんに対する法律上の損害賠償責任を負う場合

- ①火災
- ②破裂・爆発
- ③給排水設備の使用または管理に起因する漏水・放水または溢水による水濡れ

お支払いします

- 洗濯機の水が外れて漏水し、借戸室の床に損害を与えた。
- タバコの火の消し忘れで火災を起こし、借戸室を焼失させた。

お支払いできません

- 共用部分の水廻りの老朽化により、漏下して漏水して損害が発生した。

個人賠償責任保障



次の①②に該当する事故により、他人の身体に障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負う事故

- ①借戸室の使用または管理に起因する事故
- ②被保険者※5の日常生活に起因する事故

※5: 保険証券記載の被保険者およびその同居の親族

お支払いします

- トイレを詰まらせ水があふれたため、階下の入居者の家財に損害を与えた。

お支払いできません

- 自転車を運転中、他人に接触し、ケガをさせてしまった。

死亡時修理費用保障



死亡による修理費用
被保険者の死亡により、借戸室が損害を受けた際の清掃・消臭・修理の費用を被保険者※6が負担した場合

遺品整理費用
被保険者が死亡し、借戸室を家主に明け渡すために必要な遺品の整理費用を被保険者※6が負担した場合

※6: 法定相続人・保証人を言います。

お支払いします

- 入居中に被保険者が死亡し、お部屋を明け渡すために遺品の整理費用が発生した。

お支払いできません

- 引越しの際に他人の遺品を処分した。

災害修理費用等保障

次の損害が発生し、被保険者が自らのためにすべき事由により賃貸借契約等に基づく義務に反した場合もしくは賃貸借契約等に修繕すべき定めがある場合または修理すべき急迫の事情※7がある場合、自費で借戸室の損害を修理した場合に、その費用に対して修理費用保険金をお支払いします。※8

※7: 修理が可能となった時から、7日間以内に修理に着手しものに限り。

※8: 借家人賠償責任保険金および死亡時修理費用保険金をお支払いする場合を除きます。



借戸室の修理費用
家財保障の①～⑩の事故による借戸室の修理費用



洗面台・浴槽・便器の修理費用
不測かつ突発的な事故により洗面台・浴槽・便器およびこれらの付属物が破損し修理した場合
※自己負担額1万円



ドアロック交換費用
いたずら等による、ドアロック（錠）に対する破損、または借戸室の扉を外出先で盗まれた場合
※1回の事故につき3万円限度



取付板ガラスの修理費用
借戸室の取付板ガラスが破損し修理した場合



専用水道管修理費用
借戸室専用水道管の凍結により損害が生じ修理した場合
※1回の事故につき30万円限度



凍結再発防止費用
借戸室専用水道管に凍結事故が発生し、その箇所に再発防止を施す場合
※1回の事故につき1万円限度

お支払いします

- 化粧瓶を落としたり、洗面ボールを割ってしまった。
- 入浴中に転倒して浴槽を破損させてしまった。
- 他人のいたずらで鍵穴に異物を詰められたため、ドアロック交換した。
- 急激な寒寒で網入りガラスにヒビが入った。

お支払いできません

- 外出先で部屋の扉を盗み取ってしまったため、ドアロック（錠）を交換した。
- 日常生活により床が腐朽した。
- 絵画を飾るために壁に釘を打った。退去の際に原状回復を求められて、修理費用が発生した。

各種費用



臨時宿泊費用

家財保障の①～⑩の事故により借戸室が属する建物が損害を受け、電気・ガス・排水設備・生活用通路等が利用できなくなり一時的に有料宿泊施設を利用した場合
※1室1泊3万円限度かつ1泊まで、1回の事故につき20万円限度



被災転居費用

家財保険金をお支払いする場合、その事故で建物に半壊以上の損害が生じ、居住ができなくなった際の①転居先の賃貸借契約等に必要となる諸費用 ②転居先への引越費用
※1回の事故につきそれぞれ20万円限度



残存物取片づけ費用

家財保険金をお支払いする場合、損害を受けた家財の残存物の取り壊し、搬出、清掃に必要な費用
※1回の事故につき家財保険金の10%限度



失火見舞費用

借戸室から火災・破裂・爆発が発生し、他人の所有物に損害を与え、見舞金等が生じた場合
※被災世帯数×10万円、ただし、1回の事故につき家財保険金の20%限度



地震災害費用

借戸室が属する建物が地震等で全壊となった場合
※1回の事故につき20万円

お支払いします

- 借戸室の火災により水道が止まったため、ホテルに宿泊した。
- 津波により借戸室が全壊となった。

お支払いできません

- 誰かが侵入した形跡があり、気持ちが悪いためホテルに宿泊した。

お部屋の保険

ワイドⅡ

住生活総合保険

契約タイプ別保険金額一覧表

保険期間

2年

家財を再取得するのに必要な金額(家財保険金額)から契約タイプをお選びください。

契約タイプ		J62	J64	J65	J66	J67	J70
保険料(一時払)		19,000円	20,500円	21,500円	23,000円	24,500円	27,500円
保険金額	家財保障	250万円	350万円	400万円	500万円	600万円	800万円
	借家人賠償責任保障	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
	個人賠償責任保障	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
	災害修理費用等保障	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	死亡時修理費用保障	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円

※1事故における借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金のお支払い合計額は、2,000万円が限度となります。

※家財保障の保険金額を基準に契約タイプをお選びください。家財保障の保険金額の目安は、「重要事項説明書」または「リーフレット」に記載の「保険金額(契約タイプ)の選択」をご参照ください。

※この保険の保障内容については、「ご契約のしおり(約款)」または「重要事項説明書」をご参照ください。

東京海上ミレア少額短期保険株式会社

東京海上ウエスト少額短期保険株式会社

(引受保険会社および共同保険の幹事保険会社等につきましては、保険証券等の記載でご確認ください。) B469(2)2025.5(改)